

船橋市商工業戦略プラン推進会議の委員等の報酬に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、船橋市商工業戦略プラン推進会議（以下、「推進会議」という。）の委員、関係者及びアドバイザー（以下、「委員等」という。）の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員 船橋市商工業戦略プラン推進会議設置要綱（以下、「要綱」という。）第3条の規定により市長から委嘱を受けた委員
- (2) 関係者 要綱第6条の規定により推進会議に出席した学識経験者、専門家、事業者及びその他委員長が推進会議に出席させる必要があると認める者
- (3) アドバイザー 船橋市商工業戦略プランアドバイザー設置要綱第3条の規定により市長から選任されたアドバイザー

(報酬の額)

第3条 委員等が受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給)

第4条 報酬は、委員及び関係者にあつては推進会議への出席（書面開催した場合の回答を含む）の都度、アドバイザーにあつては一連の課題に対する助言の都度、支給するものとする。

(重複給付の禁止)

第5条 船橋市の特別職及び一般の職員が、委員等の職を兼ねるときは、委員等として受けるべき報酬は支給しない。

附 則

この規約は、平成27年12月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	報酬の額
委員	日額 9,800 円
関係者	日額 9,800 円
アドバイザー	一連の助言につき 9,800 円

「報酬の額」には往復の交通費を含むものとする。